

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：フィリピン国中央ミンダナオ高規格道路整備事業
(カガヤン・デ・オローマライバライ区間) 準備調
査【有償勘定技術支援】 (QCBS)

調達管理番号：20a00103

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

| |
|---|
| <p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」を基本とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p> |
|---|

2020年5月27日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年5月27日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国中央ミンダナオ高規格道路整備事業（カガヤン・デ・オローマライバライ区間）準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年7月 ～ 2021年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp（※新アドレス）

担当者：契約第一課 清水川 佳菜/Shimizukawa.Kana@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達・派遣業務部受付となります。なお、なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持参による窓口での受領は行っておりません。

【事業実施担当部】

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

5. 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

なお、コロナウイルス感染拡大に起因する在宅勤務等により代表者印又は社印の押印が困難な場合は、プロポーザル格納完了メールを送付いただく際に、その旨記載のうえ、共同企業体構成員を含む各社の責任者にもCCを入れて送付ください（この際、各社の責任者につきましては、本文内に役職とお名前を明記くださるようお願いいたします）。共同企業体結成届（1枚）への各社押印の取得が困難な場合は、代表者名による共同企業体参加表明書（様式は任意としますが、組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください）を各社から取り付け、プロポーザルと合わせて格納してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
2020年6月17日 12時
質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。
- (2) 提出先・場所
上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp（※新アドレス）宛、CC: 担当者アドレス）
注1）電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。
注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法
質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- (4) 説明書の変更
競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年6月26日 12時
郵送の場合も、上記提出期限までに必着とします。
- (2) 提出方法：
 - 1) プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）のみでの提出を原則とします。 ※この場合、紙媒体での提出は不要です。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)
なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。
 - 2) プロポーザル・見積書の電子データでの送付が困難な場合は、郵送での提出をお願い致します。その場合は、プロポーザル、見積書とも、社印又は代表者印の押印を必須とします。
郵送の場合はまた、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイトにて提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
- (3) 提出先・場所：

1) 電子データ (PDF) での提出の場合：
当機構調達・派遣業務部より送付された格納先：

2) 郵送の場合：上記 4. 窓口 (選定手続き窓口)
郵送の場合は、上記提出期限当日の消印まで有効です。

(4) 提出書類：プロポーザル 正 1 部 写 4 部
見積書 正 1 部 写 1 部

注) 電子データ (PDF) での提出の場合は、プロポーザル・
見積書ともに、写の提出は不要です。
郵送での提出の場合、見積書はその内訳書とともに密封
してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス
拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合
は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入
れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるよ
うお願いいたします。
- 3) 同一者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したと
き

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価
します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、**配
点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第 2 章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配
点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準によ
り評価し、合計点を技術評価点 (小数点第 1 位まで計算) とします。

技術評価の基準

| 当該項目の評価 | 評価点 |
|---|--------|
| 当該項目については極めて優れており、高い付加価値があ る業務の履行が期待できるレベルにある。 | 90%以上 |
| 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分 期待できるレベルにある。 | 80~90% |
| 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履 行が十分できるレベルにある。 | 70~80% |
| 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達してい | 60~70% |

| | |
|--|--------|
| ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。 | |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。 | 40～60% |
| 当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。 | 40%以下 |

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は

書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年7月13日（月） 10時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 226会議室

- 1競争参加者あたり1名の参加とさせていただきます。参加される方は身分証明書をお持ちください。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開による開封会を中止する場合があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年7月21日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができなると機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（outm1@jica.go.jp（※新アドレス））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（２）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

（１）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（２）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（３）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（４）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。プロポーザルを郵送された場合、各プロポーザル提出者の要望があればプロポーザル（正）を返却します。ご要望ある場合は選定結果通知後 7 営業日以内にご連絡ください。郵送等で返却致します。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（５）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とるとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（６）プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業
務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 事業の背景

ミンダナオ島はフィリピン共和国(以下、「フィリピン」という。)南部の面積約 10.2 万 km²、人口約 2,400 万人(2015 年フィリピン人口統計)の島である。同島においては、南西部におけるイスラム系反政府グループと政府軍の長年の紛争の影響により、道路インフラを含む開発が立ち遅れており、貧困率も全国平均 21.6%に比べ、36.2%(2015 年)と高い。他方、近年では 2014 年のフィリピン政府及びモロ・イスラム解放戦線(MILF)間の包括和平合意に基づき、2019 年 3 月にはバンサモロ暫定自治政府が発足するなど、和平プロセスの着実な進展と、それに伴う農業や鉱物産業を中心とする本格的な経済開発への期待が高まっている。

フィリピン政府は「フィリピン開発計画(2017~2022 年)」において、ミンダナオ島の主要都市であるカガヤン・デ・オロ市(人口約 68 万人:2015 年)及びダバオ市(人口約 163 万人:同)の両市を「メトロポリタンセンター」に位置付けている。同計画では、メトロポリタンセンターを拠点とし、都市間及び都市部と地方部の連結性を高めることが、物流や人の移動、サービスや雇用へのアクセスを向上し、同国の包括的成長を実現する上で重要であるとしている。特に道路セクターは当国の旅客輸送の約 9 割、貨物輸送の約 5 割を担っており、経済成長に不可欠であるが、両都市間を結ぶ現道には多くの課題があり、周辺地域も含めた経済発展の阻害要因となっている。とりわけ、カガヤン・デ・オロ市とマライバライ市(人口約 17 万人)間の現道には、急カーブの連なるつづら折り区間が存在し事故が頻発している他、急勾配区間での大型車の低速走行が常態化し、パイナップル等の農産物の効率的な輸送に支障をきたす等、課題が多い。

中央ミンダナオ高規格道路整備事業(カガヤン・デ・オローマライバライ区間)(以下、「本事業」という。)は、カガヤン・デ・オロ市とダバオ市を結ぶ計画である中央ミンダナオ高規格道路のうち、特に技術的な難度の高い区間の整備を通じて、両都市間の連結性強化及び周辺地域の経済活性化を目指すものであり、JICA にて実施中の高規格道路網開発マスタープランプロジェクト(フェーズ 2)(2019 年 2 月~2020 年 9 月(予定)、以下 M/P 調査)において、短期的に整備すべき優先事業として提案されている他、「フィリピン開発計画(2017~2022 年)」に合致するものである。本調査は、本事業にかかる既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集を行うことを目的として実施するものである。

2. 事業の概要(要請内容)

(1) 事業名

中央ミンダナオ高規格道路整備事業(カガヤン・デ・オローマライバライ区間)

(2) 事業目的

本事業は、ミンダナオ島の主要都市であるカガヤン・デ・オロ市とダバオ市を結ぶ中央ミンダナオ高規格道路のうち、カガヤン・デ・オロ市－マライバライ市区間を整備することにより、道路インフラの走行性の改善を図り、もって両都市の連結性強化及び周辺地域の経済活性化に寄与するもの。

(3) 事業概要

ミンダナオ島カガヤン・デ・オロ市とダバオ市を結ぶ中央ミンダナオ高規格道路のうち、カガヤン・デ・オロ市－マライバライ市区間を建設するもの（延長約 65 km程度、高橋脚の長大橋を含む。）。

1) 土木工事

・道路建設工事（橋梁を含む）

2) コンサルティング・サービス（ショート・リスト方式）

・詳細設計、入札補助、施工監理、維持管理能力向上支援等

(4) 対象地域

ミンダナオ島東ミサミス州、ブキドノン州

(5) 関係官庁・機関

公共事業道路省（Department of Public Works and Highways：DPWH）

地方自治体（Local Government Unit：LGU）

国家経済開発庁（National Economic Development Authority：NEDA）

3. 業務の目的

本事業について、既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。また、本事業は、一部区間に本邦技術活用条件（Special Terms for Economic Partnership。以下、「STEP」という。）の適用が想定されていることから、本邦技術の優位性に係る背景・理由・根拠などについて、競合国の道路・橋梁技術と比較しつつ整理する。

4. 業務の範囲

本調査は、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が当国関係機関への一方的な提案とならないよう、当国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、当国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

(2) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果(協議資料等の中間的な成果を含む。)について当国政府に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、JICA 事務所の TV 会議システムの利用や電子メール等によることも可とする。打合せ後は、受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

(3) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 橋梁及び道路の技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 環境社会配慮

また、その他審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(4) 本調査対象範囲と円借款対象区間について

中央ミンダナオ高規格道路は、カガヤン・デ・オロ市とダバオ市を結ぶ計画である都市間高規格道路であり、本事業はそのうちのカガヤン・デ・オローマライバライ区間を整備するものである。本調査の対象範囲は、カガヤン・デ・オロ市からマライバライ市までの約 65km とする。また、円借款の供与対象については、本邦技術の適用可能性及び現地の治安情勢を鑑み、カガヤン・デ・オロ市内区間(約 16km)を想定している。一方、残区間については、他ドナーまたはフィリピン側自己資金による整備を想定している。

(5) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業は、円借款対象区間において本邦技術活用条件(STEP)の適用を想定している。高橋脚橋梁を含む構造物の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、当国政府のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討する。また、本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を JICA へ報告・承認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について当国関係機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図れるように検討する。また、本調査においては本邦企業説明会を開催し、本邦企業の意見を聴取した上で調査内容への反映を検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICA の中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下の JICA のウェブサイト

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(6) 先行調査のレビュー及び先行調査との整合性の確保

本調査に先行し、実施中の M/P 調査において全国高規格道路網ネットワークの策定、及び本事業を含めたプレ F/S を実施中である。プレ F/S では、本事業の特にカガヤン・デ・オロ市内については複数の代替案(ループ橋案含む)を検討し、その簡易評価を行っている。本調査においてはこれら M/P 調査との整合性には十分留意した上で、特に本調査における最適な代替案の決定に際しては、プレ F/S の複数の代替案の妥当性をレビューし、実施機関の意向を確認した上で、調査開始後速やかに決定する。

(7) 車線数及び料金徴収の妥当性の検討

本調査においては、M/P 調査のプレ F/S のレビューを行い、将来交通需要、建設・維持管理費用、都市間高規格道路としての利便性、実施機関の方針等の様々な要素を考慮した上で、適切な車線数・整備方式(段階整備の要否)を調査開始後速やかに決定する。なお、本調査の業務量設定上は、本事業が実施中の M/P 調査において都市間高規格道路に位置づけられていることから、車線数としては 4 車線以上、整備方式としては暫定 2 車線・完成 4 車線、フルアクセスコントロールという条件で設定している。また、本事業での料金徴収の要否に関し、対象地域の社会経済状況および実施機関の意向等を踏まえ本事業区間を有料道路とすることの必要性及び妥当性について検討する。

なお、有料道路とする場合には、追加的な設計業務等(料金所施設、通信、電気設備等)を協議の上、必要に応じて契約変更で対応する。

(8) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)(以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。)に掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性(大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクト)に該当するため、カテゴリ A に分類されている。住民移転数の規模については、道路線形が確定しない現段階において具体的な数は把握されていないが、対象地域近傍には家屋や土地利用が見られ、数百世帯以上の規模の住民移転が発生することが予想されている。本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインに加えて、フィリピン政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続き(フィリピン国の環境影響評価制度である DAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System(PEISS)及び最新の環境天然資源省(DENR)のガイドラインに基づいた、Environmental Impact Statement(EIS)の作成及び環境影響評価(Environmental Impact Assessment。以下、EIA という。)を含む)および JICA 環境社会配慮ガイドラインと世界銀行セーフガードポリシーに基づき、住民移転計画策定等を先方実施機関が進める上での必要な支援を行う。

また、環境社会配慮助言委員会に際しての資料作成や、質疑対応等の業務支援を行う。

本事業対象地域の付近(マライバライ市近郊)には、国際 NGO が指定する重要野鳥生息地およびフィリピン政府により先住民族居住区に指定されている地域の存在が確認されている。本調査においては、これらの地域の正確な範囲を把握するとともに、これら地域を通過しない線形案を検討する。ただし、これらを回避できない場合には、JICA 環境社会配慮ガイドラインと世界銀行セーフガードポリシーに則り、重要野鳥生息地については、重要な自然生息地にあたるかを調査するとともに、必要な緩和策を検討し、先住民居住区については先住民族計画の作成等の必要な対応を追加的に契約変更により実施することを検討する。また、ミンダナオ島においては土地権利に関する特有の慣習(元来土地を保有してきた少数民族等が、土地所有権を登記していない等)が存在するため、用地取得・住民移転計画策定に係る社会経済調査においては、対象地域におけるその存在の有無や、本事業におけるそのような土地の用地取得の必要性及び手続きについて十分に調査・確認する。なお、住民移転数の規模については業務の初期段階で確定させる必要がある。

なお、本調査における環境社会配慮の調査範囲は、道路本線のみならず土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラも含まれることに留意する。

(9) 他ドナーとの協調融資を想定した環境社会配慮上の留意事項

本事業で適用される環境社会配慮のガイドラインに関し、残区間を他ドナーが融資する場合には、円借款供与対象区間と残区間との間で同一のガイドラインの適用が必要となる可能性がある。現時点においては、本調査としては全線に亘り JICA の環境社会配慮ガイドラインの適用を想定しているが、他ドナーのガイドラインに基づき環境社会配慮に係る調査を実施する必要性が生じた場合には、別途契約変更により対応する。

(10) 治安状況と安全対策措置

本事業対象地域には、2020年3月現在、外務省危険度レベル2にあたる地域(ブキドノン州)が含まれる。当該地域における調査は、現地庸人及び現地再委託を活用し、原則として右地域に立ち入ることなく遠隔で業務を行える体制を構築することとする。邦人の現地踏査が必要な場合、JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)および「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」に則り、原則渡航2週間前までに JICA フィリピン事務所を通じて Travel Security Advisory (TSA) を取得し、TSA 記載のアドバイス(武装警護の要否を含む)に従う。なお、カガヤン・デ・オロ市及び東ミサミス州タゴロアン(外務省危険度レベル1)への踏査についても、JICA 安全対策措置に則り、事前に TSA を取得し記載のアドバイスに従うこととする。また現地調査期間中は安全管理に十分留意し、当地の治安状況については JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行うほか、現地調査時には、安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うとともに、JICA フィリピン事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

現地庸人及び現地再委託であるフィリピンローカルの団体・個人についても、原則的には同様の安全対策措置の対象であるものの、安全対策文書「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」の「7. フィリピンローカルの団体・個人(コンサルタント、NGO 等)の安全対策に係る例外措置」に規定されている手続き¹を行うことにより

¹ 具体的な手続きとしては、①本調査の受注者とローカルの団体・個人との契約においては、「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」に記載の契約条項を明記の上締結すること、②ローカルの団体・個人のミンダナオ島での2週間分の活動計画書(Fortnight Schedule)をJICAに事前に提出すること、③活動地域で治安の悪化が確認された場合には、JICA担当者によ

例外措置²をとることが認められている。そのため右手続きを行うことにより、安全対策の例外措置のもとで事業を実施するものとする。

(11) ジェンダーへの配慮

実施機関のジェンダーに係る方針および類似案件におけるジェンダーに係る施策の有無・内容について確認する。その上で実施機関と協議し、本調査および本事業におけるジェンダー課題やニーズに対して対応するための具体的取り組みの事業内容への反映を検討する。

(12) 業務の実施体制

本調査の関係機関は DPWH、LGU、NEDA など多岐にわたることから、必要に応じてワーキンググループおよびステアリングコミッティ等を設置し、フィリピン国内の円滑な調整を図ることを予定している。特に全体事業費を含む事業計画については、当国においては、NEDA 理事会等の承認を得た上で決定されることから、本調査を通じて必要資料の作成等の側面支援を行う。

(13) リスク管理シート(Risk Management Framework)について

開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施(案件監理)段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

(14) 施工時の安全対策について

借入国の施工時の安全対策に関する法律・基準を確認し、情報収集を行うとともに、当国政府への理解促進を図る。

また、本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し(例:安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等)、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特に比国側の対応が求められるような事項について(用地確保や交通規制等)は、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(15) 建設における Information and Communication Technology (ICT) 技術等の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待される。本調査では、調査設計段階からの 3 次元モデル導入による業務効率化・工期短縮・品質向上・安全性向上を目的とした Construction Information Modeling / Management (CIM)

り関係者の安全確認を行うこと。

² 例外措置とは、「JICA 安全対策措置(フィリピン)(2019.6.7 改訂)」及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」に定められた行動規範(TSA の取得と記載の助言の遵守、行動規制、通信手段の指定、宿泊可能都市の制限等)の対象外となることを指す。

の導入を検討する。具体的には、最適路線案を選定する際の意味決定を補助する目的でのビジュアル作成や、概略設計後の完成予想図の作成での導入を想定している³。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 当国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、フィリピン政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、フィリピン側実施機関である DPWH や、現地関連自治体 (Local Government Units) 等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 事業の背景・必要性の確認・整理

本事業に関する基礎情報は、先行調査にて収集・確認がなされていることから、先行調査の報告書など既存資料をもとに以下の項目を確認する。

- 1) ミンダナオ島における道路セクターの現状と課題
- 2) 事業対象地域の経済・社会状況
- 3) 道路セクターの上位計画・関連計画との整合性
- 4) 事業対象地域 (東ミサミス州、ブキドノン州) の開発計画、土地利用計画、近郊地域の道路開発計画
- 5) 産業立地、物流産業、観光産業の状況
- 6) 本事業の要請の経緯・内容・事業実施の必要性
- 7) 道路セクターにおける他ドナーや国際機関の協力実績・予定
- 8) 本事業の実施により想定される産業振興・経済活性化の可能性
- 9) 高橋脚橋梁等に関する技術基準・法整備状況およびフィリピンにおける有料道路含む道路維持管理能力

(3) 事業対象地域の現況確認

1) 現道の確認・整理

現道 (Cagayan de Oro City - Davao City Road (通称 Sayre Highway)) の基礎情報 (車線数、幅員、交通量、大型車混入率、最小曲線半径、最大勾配、利用状況などを含む。)、現道の死亡事故含む交通事故件数、事故率、自然災害数、通行止め・のり面崩壊など災害に対する脆弱性、代替路の有無など、既存道路の現況を整理し、課題の抽出を行う。

2) 事業対象地域の道路・橋梁の整備状況

本事業の周辺地域の道路・橋梁の整備状況を調査する。カガヤン・デ・オロ市内区間については、プレ F/S 調査の内容を活用し、重複作業が発生しないよう留意する。

3) 事業対象地域の道路・橋梁の維持管理状況

³ この他にも効果的な CIM の活用法がある場合、コンサルタントはプロポーザルにて提案する。加えて、測量・設計の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術 (例: UAV 等) の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

本事業の周辺地域の道路・橋梁の維持管理状況を調査する。道路施設の維持管理状況だけでなく、過積載の取締り状況等の道路関連措置を含めて調査する。

4) 事業対象地域の関連インフラの整備状況

本事業の周辺地域での空港、港湾、鉄道、バス、物流ターミナル等の関連交通インフラの整備状況を調査する。

5) 周辺地域の経済・社会・環境の状況

周辺地域の経済、産業、生活水準、自然環境、工業団地・都市住宅等の開発計画を調査する。加えて、Sayre Highway 周辺の観光地やコミュニティ状況調査を行い、本事業により影響を受ける可能性がある地域の状況を整理する。また、支障建物数や影響を受ける土地面積等、路線選定に係る社会配慮上の影響検討を行う。

6) 道路計画上のコントロールポイントとなり得る施設、構造物、その利用状況等

(4) 路線計画の策定

M/P 調査において、カガヤン・デ・オロ市内区間においては複数の代替案、残区間においては大まかな路線位置が提案されている。これらの結果を参考に、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる複数の代替案(3 案程度)を選定し、JICA 及び DPWH と相談のうえ、最適案を決定する。その際、DPWH 職員および関係者の理解を深め意思決定を補助するツールとして、詳細度 100~200 程度の CIM 導入を想定している⁴。

(5) 自然条件調査⁵

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。既存のデータを活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 気象調査

2) 自然災害調査

3) 水理・水文調査

4) 地形測量

対象:カガヤン・デ・オロ市~マライバライ市間の調査対象区間

・基準点測量

・水準測量

・トラバース測量

・航空測量(航空レーザ測量)

・衛星画像測量

・河川測量(橋梁建設地点のみ)

5) 地質調査

対象:道路・橋梁建設箇所

⁴ 効果的な CIM の活用、その基盤となる 3 次元図化の手法について、プロポーザルにて提案する。

⁵ 具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- ・ボーリング調査(橋梁およびインターチェンジ設置箇所中心におよそ 25 箇所(深度 20m 程度)を想定。加えて、計画路線沿いにテストピット、オーガーボーリングを各々1km 間隔で想定)
- ・現場・室内試験

(6) 交通量調査及び将来交通需要予測

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測および事後評価に必要な運用効果指標等の基礎データとするために、既存の交通データを収集し、交通量調査を実施する。その場合は、現地再委託にて交通量調査を実施することを認める。

また、上記(2)および(3)の確認結果をもとに、本事業の将来交通需要に影響を与える以下の項目、及び当該交通量調査結果を踏まえ、本事業に係る将来交通量を予測する。なお本事業については、本調査の中で料金徴収の必要性・妥当性を確認し、実施機関の意向を踏まえ本事業区間を有料道路とする可能性について(一部区間のみ有料とする可能性も含め)検討する。したがって、本事業区間全体ならびに一部区間を有料道路とした場合の将来交通需要もあわせて予測する。

- ア 対象地域の土地開発計画(住宅地域、工業地域等含む)
- イ 他交通モードの開発計画
- ウ 社会経済フレームワーク
- エ 料金設定(Willingness to pay 調査含む)
- オ 計画年次の設定

(7) 概略設計

本事業で策定されている路線計画において、収集した自然条件調査、交通量調査及び将来交通量の予測結果を十分考慮した上で、暫定 2 車線・完成 4 車線の段階ごとに以下の概略設計を行う。なお、各項目の詳細について、橋梁の形式については複数の代替案を施工性、維持管理、経済性等の観点から比較検討した上で、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA 本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、設計にあたっては「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009 年 3 月版)を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。また、減災対策についても考慮する。

なお、概略設計においては、3 次元モデルを含む CIM の活用の具体的な内容について提案する。

- 1) 道路の線形設計(工事用道路含む)
 - ・道路平面設計(縮尺 1/2000)
 - ・道路縦横断設計(50m ピッチ)
- 2) 道路の構造設計
 - ・舗装設計
 - ・橋梁設計
 - ・道路・斜面施設設計(法面对策、排水施設等含む)
 - ・インターチェンジ・ランプの設計
 - ・擁壁等構造物の設計・その他小構造物の設計
- 3) 電気設備・保守設備・防災設備の計画

事業完成後、将来交通量を考慮し、安全性に配慮した設備計画を検討する。また、供用時、将来の運用計画を満足するための配電計画、消火栓配置、用水確保等を検討する。

4) 完成予想図(CIM を活用した CG 等)

3次元モデルを含む CIM を活用する等して、完成予想図を複数箇所作成する。

(8) 事業実施スケジュールの策定

1) 施工計画(仮設を含む)

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法及び円滑な施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定には、施工ヤードや資機材の搬出入方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係るフィリピン国内法令を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の道路交通への負荷を配慮した交通管理計画を提案する。また、治安対策として必要な経費が発生する可能性がある場合、積算する事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する(維持管理段階での部材・パーツ・機材の調達計画を含む。)

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工にあたって重要な項目及び環境社会配慮、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。なお、その際には工期短縮に寄与する方策について検討すること。

(9) 事業実施計画の策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

1) 事業の目的

2) 対象事業の内容

3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等)の内容とその規模(業務人月)について、計画する(コンサルタント TOR (案)の作成を含む)。

(10) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ(施工性、維持管理性、耐震性など)を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。また、有料道路となった場合も想定して、料金收受システム等の本邦技術の活用可能性についても検討する。

- ・高橋脚施工
- ・塗装周期延長鋼
- ・免震支承
- ・地山掘削工法
- ・法面对策工 等

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本邦調達比率の算定

本邦調達比率(全体・各パッケージ)を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

(11) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。このうち、下線部についてはその算出方法を JICA から指示することがある。

- ア. 本体事業費
- イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ウ. 本体事業費に関する予備費
- エ. 建中金利
- オ. フロントエンドフィー
- カ. コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)
- キ. その他1(融資非適格項目)
 - ① 用地補償等
 - ② 関税・税金
 - ③ 事業実施者の一般管理費
 - ④ 他機関建中金利
- ク. その他2
 - ① 完成後の委託保守費
 - ② 初期運転資金
 - ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ④ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム(Excel ファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月版)」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

6) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや当国政府等が実施した類似案件について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」(様式の指定なし)を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費(総事業費(当初見積額・実績額)及び内訳)
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法(PQ 基準、国際入札/国内入札等)
- ・ 契約条件(総価方式/BQ 方式、支払条件(履行保証の有無等)等)
- ・ 施工監理方法(品質管理、工程管理、安全管理・治安対策等)

(12) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコンストラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン(2012年4月)」に基づき提案する。

- 1) フィリピンにおける当該類似事業の調達事情
 - ・ 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - ・ 現地コンサルタント(詳細設計、入札補助、施工監理)の一般状況
 - ・ 現地施工業者の一般事情(施工実績、保有する建設機械等)
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - ・ 調達方式
 - ・ 契約約款
 - ・ 契約条件書等の設定の基本方針
 - ・ 適用する JICA 標準入札書類 等
- 3) コンサルタントの選定方法
 - ・ ショートリストの策定方法
 - ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法(QCBS/QBS)等
- 4) 施工業者の選定方針
 - ・ PQ 条件の設定
 - ・ 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方
 - ・ Local Competitive Bidding(LCB)の採否 等

(13) 事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制(組織面)

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 実施機関の体制(財務・予算面)

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制(技術面)

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績(実施中を含む)を整理する。

5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(14) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制(組織面)

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制(財務・予算面)

運営・維持管理機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 運営・維持管理機関の体制(技術面)

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

また、第5条(7)の検討により本事業を有料道路とする必要性・妥当性が認められた場合には、有料道路として上記の検討を行う。

(15) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保(作業用地、土取り場、土捨て場等を含む)

工事实施に必要な用地について、所有者、規模、位置、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期(移設に必要な期間)、実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制(工事安全、環境等を含む)

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(16) 環境社会配慮に係る調査(環境アセスメント報告書案の作成)

当国政府の環境法令及び「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」)に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることし、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求める(助言は最終報告書に反映)ため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

なお、雨期・乾季の季節性によって、生態系や環境、地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響が異なる可能性があることから、2季調査を実施する。

1) 環境社会配慮に係る主な調査項目

ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、これらの状況確認においては必要に応じて国家文化芸術委員会(National Commission for Culture and the Arts: NCCA)や国家先住民族委員会(National Commission for Indigenous Peoples: NCIP)等の関連機関とも連携し、正確な情報収集を行う。)

イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ・「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

エ) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)

オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」(案)の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。参加者については、例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども

も、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。)

(17) 用地取得・住民移転計画案の作成

選定された路線に対して調査対象世帯数を概算し、住民移転計画案作成に係る TOR を作成する。また、調査計画段階(「住民移転計画案作成方針」段階)における助言委員会に係る資料作成や質疑対応等の業務支援を行う(なお、現時点において想定される被影響住宅数はおよそ 600 戸)。

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」、世界銀行セーフガードポリシー及び DPWH の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下1)～11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ-B 案件報告書執筆要領(2019 年 11 月)」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。「JICA 環境社会配慮ガイドライン」と乖離がある場合、その解決策を提案する。なお、本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係るフィリピンの法制度と「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得、住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)、樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

3) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

- ①人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートを宣言し、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

- ②財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- ③家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。特に、ミンダナオ島においては土地権利に関する特有の慣習（元来土地を保有してきた少数民族等が、土地所有権を登記していない等）が存在するため、対象地域におけるその存在の有無や、本事業におけるそのような土地の用地取得の必要性及び手続きについては十分に調査・確認する。

本業務については現地再委託にて実施することを認める。

4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- ①損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- ②土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- ③損失のタイプ、損失の程度、受給資格者、受給内容、その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
- ④世界銀行セーフガードポリシーOP 4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き、及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合には、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び、責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- ⑤生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道、区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。移転地の選定にあたっては、実施機関は地方自治体と共同で行うことで、住民に利便性の高い移転先を見つけることが出来るとの先行事例の教訓があるため、これに関しても十分に配慮して、検討を行う。

6) 苦情処理メカニズムの検討

事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

7) 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。また、当該機関の組織能力評価を行い、能力強化策を検討する。基本的には整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

8) 実施スケジュールの検討

補償金や転居に必要な支援(引越し手当等)を提供し終え、②移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療、教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

9) 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する場合は、その財源の確保方法についても検討する。

10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- ①実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- ②独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- ③住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

11) 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費に含むこととする。

(18) ジェンダー配慮に係る調査と計画策定

1) 現状把握

実施機関における女性の雇用促進、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関とのジェンダーバランス協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取組み(本体工事における非熟練/熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、

同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等))の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域比影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(19) 本事業の評価

本事業の評価に当たっては、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的指標として受益者数、内部収益率(EIRR)を算出する。また、有料道路とすることの検討のため、FIRR も同様に算出する。

なお、本事業については、定量的指標(運用・効果指標)として、①年平均日交通量(PCU/日)、②旅客数(人/日)③貨物量(トン/日)、④所要時間(分)等を想定しているが、上記項目以外にも、災害等による現道寸断時の経済的影響を測るために Region X における農業出荷量などに関する情報の収集や、本事業受注企業以外への日本/日本企業への裨益効果についても検討する。

(20) 気候変動緩和策としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業は、高規格道路整備により交通渋滞が緩和されることで温室効果ガス排出が削減される場合、気候変動対策(緩和策)と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FTI)(緩和策)」(3. 鉄道等・旅客(モーダルシフト))などを参考に、本事業を通じた緩和効果(温室効果ガス排出削減・吸収量)の推計を行う。

(21) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、JICA 本部の確認・承認を得る。また、JICA 本部の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務(案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等)や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICA の施設を利用する。

(22) 業務計画書、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートの作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、各レポートを作成のうえ、JICA 本部に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容を JICA フィリピン事務所に説明を行う。また、フィリピン国関係機関等に対し内容を説明し、協議・確認する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)~5)のレポート提出時には、概要を和文5部・英文10部、レポートとは別に作成し、併せて提出することとする。⁶

⁶ なお、3)~5)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5)準備調査報告書及び6)デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1)業務計画書

記載事項:共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期:契約開始後 10 日以内

部 数:和文 3 部(簡易製本)

2)インセプション・レポート

記載事項:業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期:調査開始後 1 か月以内

部 数:和文 5 部、英文 10 部(簡易製本)

3)インテリム・レポート

記載事項:プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、最適路線案、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期:2021 年 4 月 23 日(調査開始 10 か月以内を目処)

部 数:和文要約 5 部、英文 10 部(簡易製本)

4)準備調査報告書(ドラフト・ファイナル・レポート)(経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル(分析の過程が分かるもの)を含む)

記載事項:調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期:2021 年 7 月 23 日(調査開始 13 か月以内を目処)

部 数:和文要約 5 部、英文 10 部(簡易製本)

5)準備調査報告書(ファイナル・レポート)(経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル(分析の過程が分かるもの)を含む)

記載事項:調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期:2021 年 9 月 17 日(調査開始後 15 か月以内を目処)

部 数:和文 5 部、英文 10 部、CD-R 3 部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 10 ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。

6)デジタル画像集

記載事項:事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期:準備調査報告書と同時提出

部 数:CD-R 3 部

(2)収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出する。

(3)その他の提出物

1)議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、JICA に 5 営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会

議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料(各報告書の和文要約を含む)を JICA に提出する。

2) 調査業務報告書

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに JICA に提出する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA(現地調査の場合は JICA 在外事務所長も含む)に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：高橋脚橋梁を含む道路事業に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／道路・交通計画
- 道路計画・設計Ⅰ
- 橋梁計画・設計Ⅰ

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路・交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：高規格道路を含む道路事業に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 道路計画・設計Ⅰ】

- a) 類似業務経験の分野：道路計画・設計に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

➤ 【業務従事者：担当分野 橋梁計画・設計Ⅰ】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁計画・設計に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年7月下旬より業務を開始し、2021年4月23日までにインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2021年7月23日までに準備調査報告書(ドラフト・ファイナル・レポート)、2021年9月17日までに準備調査報告書(ファイナル・レポート)を作成・提出する。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、調査開始時期および上記の工程は変更となる可能性がある。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 54.2 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／道路・交通計画（2号）
- ② 道路計画・設計Ⅰ（3号）
- ③ 道路計画・設計Ⅱ
- ④ 橋梁計画・設計Ⅰ（3号）
- ⑤ 橋梁計画・設計Ⅱ
- ⑥ 交通量調査/交通需要予測
- ⑦ 自然条件調査（地形測量、自然災害調査）
- ⑧ 自然条件調査（気象調査、水理・水文調査）
- ⑨ 自然条件調査（地質調査）
- ⑩ 環境社会配慮（自然環境）
- ⑪ 環境社会配慮（住民移転）
- ⑫ 調達／施工計画／積算
- ⑬ 経済財務分析
- ⑭ 運営・維持管理
- ⑮ CIM 作成

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 気象調査
- 自然災害調査
- 水理・水文調査
- 地形測量(基準点測量、水準測量、トラバース測量、航空測量(航空レーザ測量)、衛星画像測量、河川測量)
- 地質調査(ボーリング調査、現場・室内試験)
- 交通量調査
- 環境社会配慮
 - － 環境社会配慮
 - － 社会経済調査
 - － 住民移転計画
 - － ジェンダーへの配慮
 - － 気候変動緩和策に係る情報収集・分析

(4) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

調査団の執務室については、実施機関より提供されるため、見積もりに含める必要はありません。

(5) 安全管理

本事業対象地域には、2020年3月現在、外務省危険度レベル2にあたる地域（ブキドノン州）が含まれる。当該地域における調査は、現地庸人及び現地再委託を活用し、原則として右地域に立ち入ることなく遠隔で業務を行える体制を構築するこ

ととする。邦人の現地踏査が必要な場合、JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）および「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」に則り、原則渡航 2 週間前までに JICA フィリピン事務所を通じて Travel Security Advisory (TSA) を取得し、TSA 記載のアドバイス（武装警護の要否を含む）に従う。なお、カガヤン・デ・オロ市及び東ミサミス州タゴロアン（外務省危険度レベル 1）への踏査についても、JICA 安全対策措置に則り、事前に TSA を取得し記載のアドバイスに従うこととする。また現地調査期間中は安全管理に十分留意し、当地の治安状況については JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行うほか、現地調査時には、安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うとともに、JICA フィリピン事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

現地傭人及び現地再委託であるフィリピンローカルの団体・個人についても、原則的には同様の安全対策措置の対象であるものの、安全対策文書「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」の「7. フィリピンローカルの団体・個人（コンサルタント、NGO 等）の安全対策に係る例外措置」に規定されている手続きを行うことにより例外措置をとることが認められている。そのため右手続きを行うことにより、安全対策の例外措置のもとで事業を実施するものとする。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注 2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注 3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注 4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国 ODA の実施業務であることに鑑み、外国籍人材

の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

【記載例】

- 1) 国内研修費： 1, 000千円
 - 現地セミナー（1日×1回、50人程度の参加を想定） 1, 000千円
- 2) 現地再委託費（再委託費）： 108, 000千円
 - 気象調査／自然災害調査／水理・水文調査 1, 500千円
 - 地形測量 25, 000千円
 - 地質調査（ボーリング調査） 30, 000千円
 - 交通量調査 1, 500千円
 - 環境社会配慮（自然環境） 30, 000千円
 - 環境社会配慮（住民移転） 20, 000千円

※プロポーザル作成の段階で必要と思われる調査の項目・数量を提案してください。契約交渉において項目内容及び数量を確認し、暫定的な調査項目・数量として契約書で合意する予定です。業務の進捗に伴う調査の項目・数量の変更は、必要に応じ打合簿で確認し、定額計上した現地再委託経費等が不足する場合は、契約変更を含め、発注者・受注者両者で協議します。

- (4) 第6条 業務の内容 (16) 環境社会配慮に係る調査、及び(17) 用地取得・住民移転計画案の策定にかかる経費（報酬及び直接経費）については、見積書とは別に見積金額を参考提示してください。特記仕様書案の脚注5の通

り、変更契約を行い業務に追加する際の参考とさせていただきます。見積金額の提示に当たっては、当該金額積算の前提条件（例：調査対象先住民族の世帯数を100世帯とする、等）をできる限り具体的に提示するとともに、金額の内訳についてもできる限り詳細に提示して下さい。

(5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【フィリピン】

東京⇒マニラ（日本航空／全日空／フィリピン航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- High Standard Highway Network Development Masterplan (Phase2) Pre-Feasibility Study (Pre-F/S) for Central Mindanao Highway (Cagayan de Oro - Malaybalay) Draft Report
- 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）「カテゴリーB 案件報告書執筆要領」〈国際協力機構〉

(2) 公開資料

無し

別紙：プロポーザル評価表

別紙

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|-------------------------------------|----------------|-----------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 16.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (26.00) | |
| | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／道路・交通計画</u> | (26.00) | (11.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 4.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 5.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | 2.00 |
| ② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u> | — | (11.00) |
| ア) 類似業務の経験 | — | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | — | 1.00 |
| ウ) 語学力 | — | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | — | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | — | 2.00 |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション | () | (4.00) |

| | | |
|-----------------------------------|----------------|------|
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | - | - |
| イ) 業務管理体制 | - | 4.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画・設計 I | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 1.00 | |
| ウ) 語学力 | 2.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 橋梁計画・設計 I | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 0.00 | |
| ウ) 語学力 | 0.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 東南アジア・大洋州部部東南アジア第五課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション4：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回(契約締結後)：契約金額の〇〇%を限度とする。
- (2) 第2回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の●●%を限度とする。
- (3) 第3回(契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。